

## 支給申請額算定書

### 1 実施した制度及び引上げた年数

定年引上げ等の実施した制度及び引上げた年数に応じて、該当欄に記入してください。また、就業場所、職種又は勤務形態等の区分（以下「職種等区分」という。）により定年年齢等が異なる場合は、補助様式4「職種等区分で定年年齢等が異なる場合の「実施した制度」及び「引上げた年数」確認様式」を記載の上、職種等区分ごとに実施内容等を記載してください。

#### (1) 65歳への定年引上げ

##### (ア) 引上げた年数 5歳未満 (※3)

職種等区分 (就業場所、職種、勤務形態等) ※1	過去最高の定年年齢	現在の定年年齢	対象被保険者	対象被保険者合計	算定額 ※2
正社員	62 歳	65 歳	4 人	5 人	25 万円
パートタイム	62 歳	65 歳	1 人		
	歳	歳	人		
	歳	歳	人		
	歳	歳	人		

##### (イ) 引上げた年数 5歳 (※3)

職種等区分 (就業場所、職種、勤務形態等) ※1	過去最高の定年年齢	現在の定年年齢	対象被保険者	対象被保険者合計	算定額 ※2
	歳	歳	人	人	万円
	歳	歳	人		
	歳	歳	人		
	歳	歳	人		
	歳	歳	人		

#### (2) 66歳以上への定年引上げ

##### (ア) 引上げた年数 5歳未満 (※3)

職種等区分 (就業場所、職種、勤務形態等) ※1	過去最高の定年年齢	現在の定年年齢	対象被保険者	対象被保険者合計	算定額 ※2
	歳	歳	人	人	万円
	歳	歳	人		
	歳	歳	人		
	歳	歳	人		
	歳	歳	人		

##### (イ) 引上げた年数 5歳以上 (※3)

職種等区分 (就業場所、職種、勤務形態等) ※1	過去最高の定年年齢	現在の定年年齢	対象被保険者	対象被保険者合計	算定額 ※2
	歳	歳	人	人	万円
	歳	歳	人		
	歳	歳	人		
	歳	歳	人		
	歳	歳	人		

#### (3) 定年の廃止

職種等区分 (就業場所、職種、勤務形態等) ※1	過去最高の定年年齢	対象被保険者	対象被保険者合計	算定額 ※2
	歳	人	人	万円
	歳	人		
	歳	人		
	歳	人		
	歳	人		

(次頁に続く)

(4) 希望者全員66～69歳の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

(ア) 引上げた年数 4歳未満 (※4)

職種等区分 (就業場所、職種、 勤務形態等) ※1	過去最高の年齢		現在の年齢		対象被 保険者	対象被 保険者 合計	算定額 ※2
	希望者全員 継続雇用年齢	基準該当者 継続雇用年齢	希望者全員 継続雇用年齢	基準該当者 継続雇用年齢			
正社員	65 歳	歳	67 歳	歳	4 人	5 人	15 万円
パートタイム	65 歳	歳	67 歳	歳	1 人		
	歳	歳	歳	歳	人		
	歳	歳	歳	歳	人		

(イ) 引上げた年数 4歳 (※4)

職種等区分 (就業場所、職種、 勤務形態等) ※1	過去最高の年齢		現在の年齢		対象被 保険者	対象被 保険者 合計	算定額 ※2
	希望者全員 継続雇用年齢	基準該当者 継続雇用年齢	希望者全員 継続雇用年齢	基準該当者 継続雇用年齢			
	歳	歳	歳	歳	人	人	万円
	歳	歳	歳	歳	人		
	歳	歳	歳	歳	人		
	歳	歳	歳	歳	人		

(5) 希望者全員70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

(ア) 引上げた年数 5歳未満 (※4)

職種等区分 (就業場所、職種、 勤務形態等) ※1	過去最高の年齢		現在の年齢		対象被 保険者	対象被 保険者 合計	算定額 ※2
	希望者全員 継続雇用年齢	基準該当者 継続雇用年齢	希望者全員 継続雇用年齢	基準該当者 継続雇用年齢			
	歳	歳	歳	歳	人	人	万円
	歳	歳	歳	歳	人		
	歳	歳	歳	歳	人		
	歳	歳	歳	歳	人		

(イ) 引上げた年数 5歳以上 (※4)

職種等区分 (就業場所、職種、 勤務形態等) ※1	過去最高の年齢		現在の年齢		対象被 保険者	対象被 保険者 合計	算定額 ※2
	希望者全員 継続雇用年齢	基準該当者 継続雇用年齢	希望者全員 継続雇用年齢	基準該当者 継続雇用年齢			
	歳	歳	歳	歳	人	人	万円
	歳	歳	歳	歳	人		
	歳	歳	歳	歳	人		
	歳	歳	歳	歳	人		

2 支給申請額

上記 (1) ~ (5) の算定額のうち、最も高い額 → 25 万円

- ※1 職種等区分欄について、企業全体で定年年齢等の規定が1つのみの場合は記載不要です。
- ※2 算定額は「支給申請額の算定早見表」の該当する額を記入してください。
- ※3 定年年齢を労働者が任意に選択できる制度の場合は選択可能な最も高い年齢を記入してください。
- ※4 過去に希望者全員継続雇用制度が規定されていない場合は、「現在の希望者全員継続雇用年齢」と「過去最高の定年年齢」との差が引き上げられた年数となります。また、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年9月5日法律第78号)の経過措置により労使協定に基づく基準該当者への継続雇用年齢を定めている場合は、「現在の希望者全員継続雇用年齢」と「65歳」(労使協定に基づく基準に該当する者の継続雇用年齢)との差が引上げた年数となります。  
継続雇用制度年齢を労働者が任意に選択できる制度の場合は選択可能な最も高い年齢を記入してください。